

労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求めることについて

要 旨

派遣・非正規雇用労働者の解雇・雇い止め、高校生・大学生における「新就職氷河期」など、深刻な雇用情勢が続いている。内需を拡大し、日本経済を立て直すためにも雇用破壊の現状を変えることが切実な課題である。労働者派遣の実態を真に改善できる労働者派遣法の抜本改正、安定した良質な雇用を実現するための労働法制の見直しを求める。

理 由

「年越し派遣村」から丸2年が経過しましたが、派遣・非正規雇用労働者の解雇、雇い止めは30万人を突破し、高校生・大学生における「新就職氷河期」など、深刻な雇用情勢が続いています。失業期間が長引き、蓄えも底をついて住居喪失や生活困窮に陥る事例も後を絶ちません。

内需を拡大し、日本経済を立て直すためにも、雇用破壊の現状を変えることが切実な課題であり、その第一歩が労働者派遣法の抜本改正です。また、ますます常用代替となり、雇用を不安定化させている有期雇用契約の規制が必要です。

しかし、昨年の通常国会に政府改正案が提出されたにもかかわらず、ほとんど審議がなされない状態となっております。早期に審議入りし、派遣労働者の切実な声や実態に基づく議論を尽くし、より良い改正を実現することなど、安定した良質な雇用を取り戻す法改正が強く求められています。

以上の趣旨をご理解いただき、下記事項につき国に対して意見書を提出して下さるようお願い申し上げます。

陳情項目

1. 労働者派遣法の改正については、登録型派遣・製造業派遣の全面禁止、違法派遣等の場合は派遣先企業への直接・期限の定めのない雇用の義務付け、派遣先労働者との「均等待遇」原則の義務付け、専門業務の場合は真に「高度かつ専門的業務への限定」など、労働者派遣の実態を真に改善できる改正内容とすること。
2. 雇用破壊の現状を踏まえ、安定した良質な雇用を実現するため、「期間の定めのない直接雇用」と「均等待遇」を原則とした労働法制の見直しをすすめること。

平成23年2月1日

陳 情 者 秋田市中通7丁目2-21  
秋田県春闘共闘懇談会  
代表委員 中 村 秀 也  
他2名

大仙市議会議長 児 玉 裕 一 様